

## 法人文書開示決定通知書

(開示請求者) 様

日本中央競馬会

平成〇年〇月〇日付けで請求のありました法人文書の開示について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

### 記

1 開示する法人文書の名称

2 不開示とした部分とその理由

\*この処分に不服がある場合は、行政不服審査法に基づく審査請求若しくは行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えができます。

行政不服審査法に基づく審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法の規定により日本中央競馬会理事長に対して行わなければなりません。

行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、日本中央競馬会を被告として提起しなければなりません。(訴訟において日本中央競馬会を代表する者は日本中央競馬会理事長となります。)なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。

ただし、この決定について行政不服審査法に基づく審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

\*裏面(又は同封)の説明事項をお読みください。

法人文書の種類・ 数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	法人文書全体につい て開示の実施を受け た場合の基本額

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料(見込み額)

〈本件連絡先〉  
総務部 情報公開室  
(担当者名)  
電話：